平成２３年（フ）第５３号
鹿児島県奄美市名瀬久里町14番16号
債務者　橋口　輝臣
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２３年（フ）第５４号
鹿児島県奄美市名瀬久里町14番16号
債務者　橋口　愛美（旧姓林）
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２３年（フ）第９０号
北海道小樽市張碓町505番地18　山口義典方
債務者　中村　志保（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第６７号
北海道苫小牧市拓勇西町５丁目14番地の22
債務者　山田　康信
1　決定年月日時　平成23年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第１７号
秋田県北秋田市今泉字大堤脇13番地２、前住所仙台市泉区八乙女中央３丁目４番36―803号
債務者　川上　　稔
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２３年（フ）第３７号
秋田県大館市字相染沢中岱139番地43　ハピネス相染２―１Ａ
債務者　伊藤　新一
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２３年（フ）第４２号
秋田県北秋田市松葉町９番25号
債務者　三澤　義教
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２３年（フ）第１０号
三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区東長島46番地19、前住所三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区長島2172番地１
債務者　渋谷　健次
1　決定年月日時　平成23年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２３年（フ）第５５０号
京都市南区唐橋経田町30番地
債務者　カラオケよっちゃんこと　中野　實代
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第５９９号
京都府宇治市神明石塚54番地の83
債務者　寺田ありさ
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第６０４号
京都市東山区本町５丁目194番地　ロイヤルヴィンテージ三十三間堂201号室
債務者　武居　美知（旧姓大柄）
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第６５０号
京都市西京区上桂三ノ宮町87番地１
債務者　山本　　直
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第６６３号
京都府乙訓郡大山崎町字円明寺小字夏目19番地４
債務者　疋田　美香
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第６９８号
京都市中京区壬生森町56番地８　ランドマーク林305
債務者　池中　保英
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第７２８号
京都市左京区山端大塚町５番地の49
債務者　村瀬　信恵
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第７３３号
京都市南区西九条寺ノ前町３番地
債務者　田中　玉枝
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第７４０号
京都市伏見区深草東軸町８番地　ヴィーヴル藤森２Ａ
債務者　竹内　和子
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係